

# 議員全員協議会會議録

令和 2 年 1 月 9 日

宮 古 市 議 会

## 令和2年10月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(10月9日)

|           |    |
|-----------|----|
| 議事日程      | 1  |
| 出席議員      | 2  |
| 欠席議員      | 2  |
| 説明のための出席者 | 2  |
| 議会事務局出席者  | 2  |
| 開 会       | 3  |
| 説明事項（1）   | 3  |
| 協議事項（1）   | 9  |
| 協議事項（2）   | 13 |
| 閉 会       | 14 |

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和2年10月9日（金曜日） 本会議終了後  
場 所 市議会 議場

---

## 事 件

### 〔説明事項〕

- (1) 震災津波メモリアルモニュメントの整備について

### 〔協議事項〕

- (2) 議会業務継続計画（議会B C P）について

- (2) 議会報告会について

**出席議員（22名）**

|     |     |     |   |     |     |    |   |   |
|-----|-----|-----|---|-----|-----|----|---|---|
| 1番  | 白石  | 雅一  | 君 | 2番  | 木村  | 誠  | 君 |   |
| 3番  | 西村  | 昭二  | 君 | 4番  | 畠山  | 茂  | 君 |   |
| 5番  | 小島  | 直也  | 君 | 6番  | 鳥居  | 晋  | 君 |   |
| 7番  | 熊坂  | 伸子  | 君 | 8番  | 佐々木 | 清  | 明 | 君 |
| 9番  | 橋本  | 久夫  | 君 | 10番 | 伊藤  | 清  | 君 |   |
| 11番 | 佐々木 | 重勝  | 君 | 12番 | 高橋  | 秀正 | 君 |   |
| 13番 | 坂本  | 悦夫  | 君 | 14番 | 長門  | 孝則 | 君 |   |
| 15番 | 竹花  | 邦彦  | 君 | 16番 | 落合  | 久三 | 君 |   |
| 17番 | 松本  | 尚美  | 君 | 18番 | 加藤  | 俊郎 | 君 |   |
| 19番 | 藤原  | 光昭  | 君 | 20番 | 田中  | 尚  | 君 |   |
| 21番 | 工藤  | 小百合 | 君 | 22番 | 古館  | 章秀 | 君 |   |

**欠席議員（0名）**

なし

---

**説明のための出席者**

[説明事項]

(1)

|               |          |        |         |
|---------------|----------|--------|---------|
| 都市整備部長        | 藤島 裕久 君  | 都市計画課長 | 盛合 弘昭 君 |
| 副主幹兼まちづくり推進係長 | 久保田 英明 君 |        |         |

---

**議会事務局出席者**

|      |       |    |        |
|------|-------|----|--------|
| 事務局長 | 下島野 悟 | 次長 | 松橋 かおる |
| 主査   | 前川 克寿 |    |        |

---

## 開 会

午前10時39分 開会

○議長（古館章秀君） 22名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件、協議事項2件となりますので、スムーズな議事進行にご協力よろしくお願いします。



### 説明事項（1）震災津波メモリアルモニュメントの整備について

○議長（古館章秀君） それでは説明事項の1、震災津波メモリアルモニュメントの整備について説明願います。  
藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 本日は、現在事業中でございます、市庁舎跡地整備事業におきます津波震災モニュメントの整備につきまして、説明する場をいただきまして感謝申し上げます。具体的な内容につきましては、この後、都市計画課長よりご説明申し上げますが、津波震災モニュメントにつきましては、主なテーマを記憶・鎮魂・伝承・希望としているものでございます。現時点におきましては、整備のイメージであり、案の段階でございます。議員の皆様からの忌憚のないご意見をいただければ幸いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） それでは都市計画課より、宮古市庁舎跡地に整備します震災津波メモリアルモニュメントについて実施状況を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず1ページの1、これまでの経過になります。平成26年、市役所の移転事業とともに、公園の跡地整備事業がスタートしました。その後、平成28年6月に公園整備に係る基本構想が定められ、平成30年3月には基本計画が策定されています。令和元年度に庁舎の解体に着手し、現在、本庁舎の公園等の整備を進めているところでございます。

項目の2になります。平成19年3月に市議会より宮古市庁舎跡地活用に係る提言をいただいたおり、その中で東日本大震災の慰靈の場について震災の記憶を伝承するとともに、市民はもとより市外の方も訪れるができる慰靈・鎮魂の場として跡地の一角を活用したモニュメントの整備が求められています。

次に、項目の3、震災津波モニュメントの整備になります。旧庁舎跡地は、東日本大震災で庁舎が被災し震災の記憶や教訓を後世に伝える象徴的な場所の一つでもあります。また、公園整備における基本計画の中で、メモリアルモニュメントの設置もうたわれており、震災からの復興をあらわすものとして整備してまいります。これらのことを受け、復興交付金を財源とし、制作から設置まで行う、公募型プロポーザル方式により事業者を定め、モニュメントの整備に着手したところでございます。モニュメントのテーマは先ほど部長が申し上げたとおり、記憶・鎮魂・伝承・希望となっております。別図によりモニュメントの詳細を説明いたします。まずモニュメントの設置ですが、2ページの位置図をごらんください。本庁舎跡地の南側になります。公園のシンボルにもなることから、多くの人の目にとまり、鎮魂の思いを届けるべく海に近い南側に配置しました。また、堤防を越えてきた津波の規模感を伝える意味でもこの位置に設置してまいります。

次にデザインになります。3ページをごらんください。左手の塔から記憶、鎮魂、伝承、希望をあらわす塔を設置してまいります。1番左手の記憶の塔では、地震発生時の14時46分をあらわしています。2番目の鎮魂の塔は高さを3.4メートルとし津波による浸水高を示すとともに、津波到達時の15時26分を表します。また、訪れた方が思いをはせることができるよう、鎮魂の鐘を設置してまいります。三つ目の伝承の塔には、サイン等の伝承機能を付加してまいります。四つ目の希望の塔には、これまでの10年に及ぶ復興の歩みを星の数で表現

するとともに、はまぎくを表現したステンドグラスを設置する計画としています。そして、2番目の左手から2番目の鎮魂の塔と3番目の伝承の塔の間に、献花台的なものを整備することとしています。これらの四つの塔を公園のシンボルとともに、この空間を鎮魂の場として整備したいと考えております。

1ページに戻りまして、4のスケジュールになります。企画提案者とは既に契約済みであり、先ほど示しました整備イメージを基本として、今後、製作及び設置工事を進めてまいります。モニュメントの完成は今年度末を予定しているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（古館章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問があれば挙手願います。

加藤俊郎君。

○18番（加藤俊郎君） ありがとうございます。ありがとうございますというのは、議会の提案を受けてこのような形で震災津波メモリアルモニュメントの整備を進めて来年3月に完成を見るということありがとうございます。

それですね私は、契約が終わったっていうことですが、ぜひお願いしたいことは、3月11日以前には完成するようにお願いしたいんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（古館章秀君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） ご意見ありがとうございます。3月年度末の整備で進めてまいりたいと考えております。ただ、3月11日に必ず間に合うかと言われますとですね、制作そのものをこれからになります、設置もこれからということなので、ちょっとここで確約しかねますけれども、できるだけそうなるように努めてまいりたいと思います。

○議長（古館章秀君） 加藤俊郎君。

○18番（加藤俊郎君） 重ねてですが、来年の3月11日でちょうど10年目になるわけなんですよね。だから、そういうことも込めて、いろんな意味を込めて、3月の11日っていうのは、すごい大事な日になるんだろうなっていうことから、ぜひこれは3月11日までには完成すべきだというふうに私は思います。強くをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） はい、ちょっと確認をさせてください。このモニュメントの整備そのものの財源は復興交付金ということで、もう既に事業者が決定して2年の8月ですか、設置する、いわゆるつくる人ですね、工事屋さんですね。ということは、もう公募してプロポーザルするのが、もう発注前の8月以前にこのデザインとかプロポーザル業者、事業者を募ってそして決まっていたということですか。このデザインを含めて。

○議長（古館章秀君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 企画提案書を受けて、提案者については審査しました。これが提案されたものではなくて、これに似通ったものの提案を受けております。その後仕様の中で、見直しをかける部分は、見直しをかけることができる仕様書でもって契約しまして、今現在この第一案としてこういったものが示されている状況です。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） ちょっとわかりづらいんだけども。このデザイン、プロポーザルを受けたのはデザイン性ですよね。コストが幾らかかるとかっていうのは、当然積算もついてないはずですよね。そうすると8月に事業者を入札でもって落札して、その前にもこのプロポーザルは公募終わっていて、そして同じものではな

いけれども、少し変えて、変えてっていうのかな。その経過をちょっと、もう少しこうわかりやすく理解できるようにですね、説明願います。

○議長（古館章秀君）　藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君）　公募型プロポーザルにつきましてはですね、基本的な条件を示した上でまた費用についても上限を定めた上で、ご提案を受けて、その結果としてある企業体というか、共同体との契約に至っております。したがいまして、デザインについては提案を受けますが、費用については上限を設けて、復興交付金でございますが、そういう条件付、あとは基本的なデザインの考え方というものを示した上で行っておりますので、そういう意味では費用も含めてデザインと費用が最初プロポーザルで示されてきて、それをベースにここまで検討してきているという状況でございます。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　であればね、このモニュメントのプロポーザル、いつからいつまで、いつ募集はじめていつまでで、何社どういうふうな、何社あったのかですね。そしてこのデザインに近いものを決定するという、最終デザインもそうでしょうけれども、この経過はどこでどう決めてきたのか、決めているのか。そこを説明していただければと思うんですが。

○議長（古館章秀君）　藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君）　大変失礼しました。プロポーザルにつきましてはですね、まずこういうプロポーザルをしますということについては、公告を6月に行いました。そして7月に提出を受けまして、一次選考を7月の16日に行っております。その上で2次選考につきましては、ヒアリングという形で、直接やりとりをするという形を、8月の18日に行った上で、8月に契約を締結してスタートしたという状況でございます。また、プロポーザルに手を挙げていただいた共同体といいますか、企業体の方は結果的に1社でございました。以上です。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　はい、わかりました。6月ということですね、6月何日なのか、7月の提出は何日までなのか、第1次はわかったんですが、流れがですね、なかなか私だけなのかもしれません、こういうのをプロポーザルして、そして募集かけて、そして決めて、そして今の整備の中で、トータル的に公園整備の中で設置するっていう流れがね、この部分に関してですよ、なかなか見えなかつたんです。

だから、市民も被災者、親族含めてですね、そういった市民にどういう見える形でっていうか、見える化はされたのかどうか。非常に疑問が生じるんですね。要するに府内だけで決めてきているのかな。なぜもっとこう、オープンにしてやらないのかなという疑問がわくんですが、そういう対処はされているんですか。

○議長（古館章秀君）　藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君）　本日は全員協議会の形で皆様にご説明しておりますが、まだまだ案ではございますがそのイメージまできましたのでご説明しているところでございます。この後、それぞれの地域の市民の方々につきましては地域づくり協議会4地区ございますので、来週からこの案をもって、ご意見を伺うということにしているものでございます。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　なるほど。そうするとこのデザインも予算も含めてですね、最終決定じゃないということですか。これ最終案ではないということですか、変わる可能性が十分あるということですか。

○都市整備部長（藤島裕久君） 基本的な部分はですね、基本的なその配置、配列でありますとか、その部分については、ここから大きく変わるというのは余り考えてございませんが、まだまだ具体的な個々のデザインでありますとか、つくり方につきましては、検討の余地がございます。そのところは、皆様のご意見を伺いながら直せるところを直していきたいと考えております。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） なかなかまあ、なんていうか、わかりました。

では、この共同企業体というこの企業体というのは、ちょっとなかなかイメージ湧かないですね。このプロポーザルというのは、デザインが得意な設計屋さんなのかどうなのか、個人なのかわかりませんけれども、そういういたデザインが主ですよね。恐らく用意ドンのスタートではね。だから、この企業体というのは、どういうふうに理解すればいいですか。

○議長（古館章秀君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、このモニュメントに関しては、一つはやはり大きな要素としてデザインがございます。考え方を持った上でデザインをしていくという、そういう方が必要でございますし、それからあわせて現地に設置、実際に整備するという、建設するという方が必要でございますし、また規模からいたしまして、建築確認といいますか、構造的な安全性の確認をするという、そういう大きな三つの要素がございますので、それらの要素をもつという形での協働の提案体という形でプロポーザルを募集したという経緯がございます。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） そうすると今、公園整備事業を請け負ってる、全体のですね基盤もあるし、遊具等を含めてですね、そういう整備する事業者とは違うと。これは単体でモニュメントについては、デザインから今、部長が説明した構造計算だとか確認申請だとかそういうもの、それから設置の工事まで含めた企業体ということで、これは独立しているっていうことですか。

○議長（古館章秀君） 藤島都市整備部長。

○17番（松本尚美君） そのとおりでございます。このモニュメントに関しては、独立した企業共同体でお願いしているものでございます。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） だとすれば、そこと契約してるんであれば、どういう協働事業体なのかというか、そういういた法人なのがどうかわかりませんけれども、そこは別に隠す必要ないんじゃないですか。

○議長（古館章秀君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 失礼しました。特段隠すというような意図はございませんで、本日整備イメージについての説明ということでもってまいりましたが、ご紹介申し上げますと共同提案体は三つの企業の共同体です。サイトさんという、これはいろんなこの記念碑といいますか、こういうモニュメントを手がけてらっしゃるデザインが主体の方、サイトと申します。カタカナがサイトでございます。それから実際の設置に関しては、宮古の菊池建設さんでございます。建築確認といいますか、構造関係につきましては、箱石建築工房これ岩泉でございます。その3者の共同提案体の構成についてまではですね、我々枠をはめてございませんので、ただ先ほど申し上げましたようにデザイン、設置それから構造確認というか建築確認と。そういう機能を有する方々で応募してくださいというプロポーザルを行ったというところでございます。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　現時点でも契約した金額も当然わかりますよね。そういうものをなぜ載せないのか。  
なぜ説明しないのか。

○議長（古館章秀君）　盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君）　はい、金額のほう載せてませんけれども、口頭で説明を述べさせていただきま  
す。税込みで1,495万円となっております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　はい。もう少し過程っていうか、きょうに至るまでの間、議会もそうでしょうね  
ども、やっぱり市民、被災者に当たるですね、そういう遺族関係の方々いらっしゃるでしょうし、やっぱそ  
ういった方々ときように至るまでの間にね、やはりやりとりがあつてもいいんではないのかな。もうほん  
からデザインを大きく変えるわけにはいかないわけでしょうし、当然提案されたデザインをね、まず重視する  
というか、これじゃどこを変えるの、色を変えるの、何変えるのって話になっちゃうし。だから、そのプロセ  
スがどうだったんだろうな。今から説明って言うけれども、じゃどこ変えれるの。この大まかなっていいま  
すか、全体の全部変えるわけにいかないでしょう。だからそこはやっぱり、ちょっと疑問に思いますね。

ちょっと細かいところ聞きたいんですけども、デザイン見ると2本目のですね鐘がついてますよね。鎮魂と  
いう意味だと思う。これは鳴らせる鐘ですか。

○議長（古館章秀君）　盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君）　はい。鳴らせる鐘です。真鍮製の金を予定しております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　これは24時間、365日鳴らせる状態にするということですか。

○議長（古館章秀君）　盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君）　はい、現在のところは公園ですので、公園に人が来たときには使えるようない  
メージで、24時間365日使えるようにしたいなと考えております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　はい、あとは全体にかかわることかもしれませんけれども、照明ですね。明かり。こ  
のモニュメントをどういうライトアップといいますかね。その夜どういうイメージをいただける、描けばいい  
ですか。

○議長（古館章秀君）　盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君）　現在のところこの企画の中にはライトアップ入ってませんので、もし設置する  
とすれば別途考えなければ企業者とはまた別途考えなければならないのかなと。公園の方にはこのモニュメン  
トのライトアップはちょっと機能的にはまだ入ってないんですけども、照明等はつく予定となっております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　公園全体の明るさがどうかっていうのはね、ちょっと私も理解し難いんで把握し  
てないし、このモニュメントだけをライトアップするということはどうなのかなっていうことも含めてですね、  
ただ暗い中でね放置するわけに、設置するわけにいかないだろうなというふうに思います。

それから次の献花台なんですけども、献花台がいい悪いと言ってるわけじゃないんですが、これ管理をどう  
するかですね。これもまあ献花台というとお花が中心かなって、線香とかねそういうものの、蠟燭とかってい

うのは一般的ではないでしょうけれども。じゃあ食べ物とかね、なんかどうすんだ管理どうすんだということが出てくると思われるんですね。そこはどういうふうに今、想定されていますか。

○議長（古館章秀君）　盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君）　はい、現在のところ来年度の夏を目指して、公園全体を完成させたいということで進めています。このモニュメントについては事業の制約上、今年度中に完成させるという状況になっております。その中の公園管理、当面都市計のほうで直営管理をちょっと人員をふやしてやれないかということで、今検討しているところです。毎日清掃とかですね、トイレも分庁舎含めて2カ所ありますので、清掃業務あるいはその管理業務というのを土日も挟んでやれるように、体制を組みたいというふうに考えております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　はい、最後にしますが、このモニュメントを設置して献花台において、そして津波の発生時刻の2時46分津波が至ったですね時間が3時まあ、そういう設定になってね、ここ鎮魂とか記憶から含めてっていうのはわかりました。わかるんですが、ここで活用してこのオール官古でこの3月11日、加藤議員は3月11日というのがポイントだよ、特に10年というのはあるんでしょうかけれども、10年に限らず今後毎年3月11日は訪れるわけですけども、何かここを活用し、このモニュメントを活用して何かやるっていう事業とかやるということの前提でしょうか。そこは検討されていますか。

○議長（古館章秀君）　藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君）　現時点におきましては場所を活用して毎年といいますか、例年の形で何か行事を行うというふうな計画までは、我々は持ち合わせておりませんけれども、これにつきましては公園全体を整備していく中で、その後の利活用について庁内全体で考えていきたいと思っております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　今後の話なのかもしれませんけど、やはり整備するとなればこのモニュメントね、この施設をどう市民に周知してですね、市民、遺族の関係の方がいらっしゃると思いますし、防災の関係でもガイドさんがどうするかとかですね、そういったことはもうある程度固まってはいなくてもですね、議論されているべきかなっていうふうに思うんですね。だからこれは早く最終いつになるかわかりませんけれども、考えは皆さんに意見も聞きながらやる必要があるんじゃないですか。

○議長（古館章秀君）　藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君）　本当に今整備、スタートしているところでございますけれども、議員ご指摘のこととも含めて今後さらに、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（古館章秀君）　田中尚君。

○20番（田中尚君）　はい。大体主要なところは松本議員が質疑なさったなっていう記憶でありますけれども、私は確認したい部分2点あります。先ほど松本議員のやりとりの中で、1,495万円という数字が報告されました。これは当然冒頭の資料1ページの設置工事全て含めた事業費ということでいいわけですね。確認です。

○議長（古館章秀君）　盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君）　田中委員おっしゃるとおり、全部含めての費用となっております。

○議長（古館章秀君）　田中尚君。

○20番（田中尚君）　そうしますと冒頭部長のほうからは、きょう議会のほうにこういういわば案を説明いただいて、議会の意見をという、冒頭のいわば注文、要請があったわけありますけれども、松本議員も触れた

ようですね、どこまで我々がしゃべれるんだという思いをして、私も実は考えてました。自由にこの事業のある意味整備もですね、本当にこうなんだろう予算の中で、変更可能ですよっていうことでもないわけですね。大体基本は固まっているということですから。そうなると一つにはやっぱり議会への向き合い方っていうことになりますか、議会の意見の取り入れ方っていう点ではですね、ちょっと過ぎたのではないのかなという思いがあります。なぜかといいますと、あえて私は部長の冒頭の発言を受けとめて、じゃ何を言おうかなと考えていたったんですが、いろいろこの間皆さんのがやりとりを聞く中で、あんまり言うことないなっていうふうな感じにどんどん気持ちが強くなってきました。

それを除外して考えれば、私の意見ですよ、私の意見はモニュメント四つの柱となっておりますけれども、私は4つはいらないっていうのが私の意見です。ここはいわば鎮魂と伝承、この二つ。特に大事なのは鎮魂ですよね。もう一つは、やっぱり震災の忌まわしい思い出をですね、やっぱりしっかりと後世に伝えるということになりますと、実は宮古の場合にはいろいろ議論経過があったわけでありますけれども、田老地区にはああいう形のですね、たろう観光ホテルが文字どおりメモリアル、ある意味でモニュメントでもあります。そうするとなるのは宮古市だということで、ここにこういうふうな形のものっていうことになりますと、皆さんに叱られるかもしれません、田老のメモリアルの年間の維持費にも満たないようなもので、こういう程度のモニュメントという表現に私はあえてなるんですけども、本当にいいのかなというふうに思っています。

ただし、プロポーザルの条件ということで理解したんですが、資料の1ページの3、これがある意味プロポーザルの主要な柱だというふうに私は読み取っているんですが、これ以外にデザイン、そして施行に向けてのプロポーザルで、公募にかけた条件、抜けてるのありますか、確認ですこれも。

○議長（古館章秀君）　藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君）　大きな意味で基本的な条件につきましては、本日皆様に配布させていただいた1ページの3番の内容でございます。細かいところがございますけれども、基本的には今見ていただきましたその場所でありますとか、どういう機能を持たせるとか、主なテーマというようなところを示した上で、デザインについては本当に提案型でございますので、そのデザインの専門の方からのご提案をいただいたところでございます。

○議長（古館章秀君）　田中尚君。

○20番（田中尚君）　そういうことで非常に発言の幅が限られるなという思いをしながら発言しておりますけれども、やっぱり宮古のあの震災で後世に伝えるべき中身は何だったのかということを考えますとね、私は一つにはやっぱり三陸鉄道の当時の社長の決断ですよね。無料で三鉄を走らせました。いろいろそういうことから、いろんな疑惑があつての望月社長の当時の決断だったと思ってるんですが、これもできれば伝えたいなというのが私の想いでした。

もう一つは、今議論になっておりますけれども、鉢ヶ崎に流れ着いた陸中丸、遊覧船ですよね。これもですね、結構やっぱり宮古では鉢ヶ崎の被害も相当数あったわけありますけれども、やっぱりこのモニュメントとしての題材を考えるのであれば、三鉄の車両、あのときの活動を含めてね、ある意味でやっぱり被災者を励ます、田老地区の皆さん方も含めて、やっぱり宮古市内への通院とか買い物も含めて、乗れっていう感じのね、決断は非常に後世に伝えるべきものではないのかな。もう一つやっぱり遊覧船です。いろいろ議論しておりますけどもね。これをモニュメントに使えなかったのかということがあります。これは私の意見。かなり言えないような状況だということを自覚しながら発言しておりますけれども。

次は私が今、与えられた枠の中での提案になりますけれども、今ですねデジタル化の中で、例えば伝承、ここに貼ってる壁新聞みたいなものがどういうものがちょっとよくわかんないんですが、例えばもうが若者は今ほとんどスマホを持ってますので、読み込みをすれば画像がもうそこで再現される出てくる。これが常識になってるんですね。そうすると、我々議会もタブレット端末だってことで動き出してますけれども、こここの伝承の塔のところに来たらですね、スマホお持ちの方でなくてもアイコンがあつて、そこを読み取れば当時の伝承がですね、被災の災害の状況が再現できるというのもあってもいいのかなと。

あと、松本議員の発言に関連して言いますと、3月の11日に何をやるのか。私は今ですね映像技術、立体的な形で夜効果が上がるんですけれども、やっぱりその日に限って人を集めて、なんかこうやるっていうメモリアルイベントも必要なのかな。これは都市整備部さんの所管外だという思いがありますので、私のアイデアっていうことで、意見を述べるだけにとどめたいと思います。以上です。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） はい、まず私がお聞きをしたいのは、整備費については1,495万円ってということでわかりました。ただ部長のほうからプロポーザルする際に費用の上限額をお示ししたという説明がありました。それではそのプロポーザルの際の示している上限額、設定金額は幾らなのか参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（古館章秀君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） はい、予算額1,645万円となっております。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） はい、上限額は1,645万円、その結果として1,490万円で今整備をしたいと。私はやっぱり気になるのは、一つやっぱりこの献花台の管理、やっぱり仮に生花、なま花をあげたりする場合にですね、何日もほっとくわけにはいかないということで、課長のほうからは直営で管理ができないか検討しているというお話がありましたけれども、やっぱりそこはねきちっと本当に毎日、特に土曜日、日曜日等にここに来客をする、あるいは訪れる方々が多いとすればね、本当に直営部隊で可能なのかどうなのかを十分にね、やっぱり検討する必要があると思います。ぜひそこはね、そういう献花台について私もやっぱりちょっと気になっておりますので、ここは少し検討をしっかりお願ひいたします。

それから確認をしたいのはですね、私デザインの良し悪しは余り文化人ではないのでよくはわからないんですが、ちょっと気になるのはね、この時計、記憶、鎮魂のさつき言った2時46分、これは、強固なものなのか。つまり風とか何かで、ちょっとこれ見ると私気になって、まさか木とか木材とか、そんなところではないようなというふうに、そこら辺の多分風とかすぐはがれるような形のものではないというふうに認識してオーケーですか。

○議長（古館章秀君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） はい、先ほどの部長のほうからもお話をありましたけど、企業体のほうには一級建築士を持つ方が入ってまして、当然建築基準に基づいて設計されるものです。今見えてるものは、シルバーとかのちょっと色が黄色くあと薄く水色になってるのは、これみんなステンレス製を予定してまして、決して風なんかで飛ぶようなものではありません。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） さつき田中議員のほうからは二つでいいというお話もありました。私は記憶・鎮魂・

伝承・希望でいいだろう。ここは今までの話では鎮魂の、慰靈の場ではないと、こういう説明を市の方ではしてきたわけですよね。そういった意味で、ちょっと私もその献花台まで考えているというのは、ある意味ちょっと驚いている状況もあります。そこで提案なんですが…

○議長（古館章秀君） 竹花議員、手短に。ちょっと休憩しなければならない時間ですので。

○15番（竹花邦彦君） 提案なんですけど、その記憶のね2時46分のこれで私は旧市庁舎のほうに、ロビーのところに2時46分でとまった時計があったでしょ。あれを活用できないか、こういうものよりね。その時計はどうなってるかちょっと私わからぬけれども、仮にあれを活用してここに設置をするような工夫があつてもいいんじゃないかな、そういうふうに思います。意見です。はい。

○議長（古館章秀君） 暫時休憩します。

[暫時休憩]

○15番（竹花邦彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。竹花邦彦君。まだありますか。落合久三君。

○16番（落合久三君） 一つだけ。1ページの2の議会からの提言2、記憶の伝承、慰靈、鎮魂この慰靈っていうのが採用されたのかどうかはちょっとわかりませんが、私は勝手にこういうものをつくる場所、こういうものをこういう場所につくるんであれば、3.11の犠牲者のお名前をね、何らかの形で大規模なもので仮になくても、当然つくるのかなあっていうふうに、これは私の希望的な気持ちを込めた意見ですが、そういうのは検討にはならなかつたんですか。

○議長（古館章秀君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、検討の段階ではそういうふうな部分もなかったわけではございませんけれども、庁舎跡地全体につきましては、2ページに略図がございますけれども、大きな意味では公園という意味で、たくさんの方々に利用していただくという目的がございます。またその中でも議会のほうからも、跡地の一角を活用したモニュメントをというご意見もあったということでですね、そういった中で本日四つのテーマとあまり大きくはございませんけれども、お花を手向ける場所を設置させていただくというそういう計画に至ったということでございます。

○議長（古館章秀君） ほかに質問ございませんか。

[「なし。」と呼ぶものあり]

○議長（古館章秀君） なければ、この件についてはこれで終わります。説明は退出してください。お疲れさまでした。

[説明員退出]



## 協議事項（1） 議会業務継続計画（BCP）について

○議長（古館章秀君） それでは次に協議事項1、議会業務継続計画について説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） はい。それでは議会運営委員会がこれまで協議しておりました、宮古市議会業務継続計画、BCP策定について説明をさせていただきます。皆様のお手元に資料が配付されているかと思います。かいつまんでこのことを説明し、後で皆様のほうからご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

きょう説明した後に、会派のほうでこれを意見集約、検討をしていただきながら、別紙にその意見等を述べ

る書類も添付しておりますので、きょうの報告の後、10月30日までに各会派で検討していただきて、提出を事務局のほうにしていただきたいと思います。それを受けたてさらに議会運営委員会では、皆様の案をいただきながら、再度この素案をまとめながら、計画案として策定をしたいと思っております。策定に関しては11月中に最終的な計画案を策定して、当局とのすり合わせをしながら、12月にこれが運用できるものとして進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それではちょっとかいつまんでの説明となりますが、よろしくお願ひいたします。

まず1ページ目の資料をみていただきたいと思いますが、ここでは業務継続計画、BCPとはということで、今回の設置の必要性とか目的、これに沿って議会運営委員会のほうで進めてきたということでございます。当初は久慈市議会の実施しているBCPの件について研修を行う予定でしたが、コロナの関係で向こうもBCPの発動により宮古にこられないということで、私どもの協議を持ってこの素案をまとめてきたところでありますので、まずご理解をいただきたいと思います。

それでは1ページ目をお開き願います。2ページ目ですか、すいません、2ページ目。このBCPの素案業務継続計画の必要性と目的について、ここで述べさせていただいております。それでこれ全部読むとちょっと時間がかかりますので、ポイントとしてのところで、説明をアンダーラインが引いてありますので、そこのところをかいつまんで説明をしたいと思います。

まずこの必要性と目的に関してでございますが、2元代表制の趣旨に基づき、議事議決機関、住民代表機関としての議会の基本的な機能役割を維持し、市民の安全確保と災害復旧等に向け、迅速かつ適切な対応等に資するために必要な組織体制や議員の行動指針などを定めるものでございます。これを宮古市議会業務継続計画、以下、議会BCPと言いますが、これを策定するものでございます。

それで2番、対象とする災害は、以下に表組みになっておりますけれども、地震、風水害、感染症その他であります。なおかつ災害等により被害が発生し、復旧復興及び総合的な対策を実施する必要がある災害等としておりませんので、この辺のご理解をよろしくお願ひいたします。

3番目であります。ここは災害時の議会及び議員の役割について示しているところでございます。議会の役割でございます。アンダーラインのところをごらんいただきたいと思います。議会は大規模災害が発生した非常時においても機能を停止させることなく、定足数に足りる有効な議決ができる会議を開催し、適正かつ公正に議会を運営しなければならないとしております。2番、議員の役割。議員は合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。災害発生時には、地域の一員として災害等の対応等を行なながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

3番目、市との協力連携についてです。アンダーラインのところで、議会は市が初動体制や応急体制に専念できるよう協力支援を行う必要がある。このことから災害等の情報収集や要請などの行動については、議員が個々に行なうのではなく、その状況と必要性を見きわめた上で、議会としての集約し対応しなければならないと定めるものでございます。4ページ目をごらんください。再度アンダーラインですが、市との協力連携のところで、議会と市それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする協力連携体制を整え、災害対応に当たる必要があると示しておきました。

4番目でございます。業務継続の体制及び活動の基準をここで定めたものでございます。（1）の議会の体制です。これをやるために宮古市議会災害対策調整会議の設置をいたします。議会は議会BCPの対象とな

る災害が発生したときには、議会の機能役割を維持し、市との協力連携体制を構築するために、災害対策調整会議を設置し、災害対応に当たると示しました。災害対策調整会議は、災害等の発生後速やかに議長が招集し設置する。また、災害等の対策がおおむね完了したと判断したときに解散するとここで示しておきます。

それでは2番の災害対策調整会議の構成でございます。この会議は議長、副議長、議会運営委員会、会派代表者及び会派に属さない議員をもって構成します。以下は、災害対策調整会議等の所掌事務をここで示しておりますので、ここは省かせていただきます。

5ページ目の（2）でございます。議員の行動基準をここで定めたものでございます。議員は災害が発生したときは、みずからの安否、居所、被災状況等を災害対策調整会議もしくは議会事務局に報告し、連絡体制を確立するとします。2番目、災害対策調整会議から参考指示があるまでは、地域の一員として災害等の応急対応等の活動や、地域の被災状況等の情報収集などに努める。必要に応じて災害対策調整会議に報告するっていうことで定めました。3番目で4番目にいきます。4番目、議員が消防団、自主防災組織等の役職につき、災害対応に当たっている場合にあっても、議員の非代替性を踏まえ、議員の役割や活動を優先するものとするとしておきます。（3）番目はこれは議会事務局の役割と行動基準を示したものでございますんで、あとでこれはごらんいただきたいと思います。

6ページ目をごらんいただきたいと思います。6ページ目の5番です。定例会議開会中に災害が発生した場合の対応でございます。先般の会議中でも台風のことが出まして、当面のやつを議会運営委員会でこのような行動を示すということで、先般は示させていただきましたが、それに対応するためのものも、ここに6ページに加えました。はい。それで定例会議の開会中に市に災害対策本部等が設置され災害が発生した場合は、災害の発生が見込まれるなどの緊急時における対応は次のとおりとすると1番から4番まで示しております。この流れは先般、議会運営委員会でこのような形でするっていうものをおおむね踏襲しながら、ここに入れたものでございますので確認していただいて4番目を見ていただきたいと思います。議会運営委員会は定例会議の日程及び会議期間の変更等について対応を協議し決定する。ただし、議会運営委員会を招集する暇がないとき、または委員会を開催できる状況にないときは、議長は副議長、議会運営委員会正副委員長と協議の上、当面の必要な間、開催予定の会議を見送ることができる等を示しております。

6番目でございます。感染症が発生した場合の行動基準でございます。これについては7ページ以降に記載していますので、また再度説明をいたします。非常時における行動基準等は、対応基準とは別に定めるとし、7ページで説明をさせていただきます。

それから6ページの7番、議会BCPの見直し。このBCPをより実効性のあるものにするため、災害等における議会及び議会事務局の体制の検証・点検を行い必要な都度見直しを行う。この見直しに係る事務は議会運営委員会が所掌するということでございます。

8番その他、議長は議会災害対策調整会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続を行うものとするとここでお示ししました。

それでは8ページ目、失礼しました7ページ目でございます。6番の感染症が発生した場合の行動基準についてでございます。現在はコロナの対応によって、こういったことが求められてきますが、さまざま日夜変化している状況にありますが、基本的な部分でこういうふうな対応基準、行動基準を定めさせていただきました。まず1番目の感染予防等の対策、これはもう基本的なことでございます。現在、我々が実施している感染予防対策を、ここで明記して改めてこのような行動基準をしていただきたいということで、1番目感染予防対策、

2番目発熱等の症状がある場合は外出を控え自宅療養に専念する、症状の改善が見られない場合は医療機関を受診するものとする、これはもう今現在もそのような状況のことをここで示しております。3番目の濃厚接触者と認定された場合も同様でございます。4番目も、感染者と認定された場合もそのとおり対応するということで、これも従来の対応通りで示しております。5番目、感染確認後における議会の対応も議員または同居する家族の感染が確認された場合は、速やかに議会対策調整会議を開催し、情報の共有を図るとともに必要事項の協議を行うということで、ここで示しております。8ページ目を開いていただきたいと思います。ここでポイントになるのは、（7）でございます。（7）議員が感染者として確認された場合の情報公開をここで示しております。議員が感染者と認定された場合は、下記の情報を公開する。氏名、性別、年齢、感染が確認された日付、それから状態、感染経路の状況等について情報公開をここで示しているところです。

それでは8ページの大きな2番目、議員の行動基準についてここで定めております。ここでもいろいろどういう段階定義がということで、いろいろ議論はしてきたものではございますが、議会運営委員会としてはこの発生段階の定義をこのような形でまとめさせていただきました。国内発生期、東北発生期、県内発生期、市内発生期、小康期、終息期の状況で定義をさせていただきました。国内発生期は国内で感染症の患者が発生しているが、東北地方では発生しない段階を言います。東北発生期、国内の感染が拡大し、東北地方でも感染症患者が発生しているが、岩手県内では発生していない段階を言います。県内発生期、岩手県内で感染症患者が発生しているが、宮古市では発生していない段階。市内発生期、宮古市で感染症患者が発生した段階。小康期、感染症患者の発生が減少し流行が低い水準となっている段階。終息期、流行が収束した段階で定義づけをさせていただきました。それに基づいて、発生段階に対応した行動基準を（2）で定めております。まず国内発生期でございます。1、感染が発生している都道府県への議会活動、常任委員会の視察及び、議員活動、会派及び議員の政務活動等に係る出張は禁止とします。2、感染が発生していない県外への上記出張は自粛する。3、議長副議長の県外への公務出張は自粛する。ただし公務上重要かつ必要と認められる場合は出張できる。この場合、議会事務局長が感染予防対策として必要と判断したときは、出張から帰宅後の自宅待機を指示することができるものとする。自宅待機期間は市の対策本部の基準に準ずるとあります。9ページ目に入りました。3番、議員の私用での県外への移動は自粛する。4、議員が冠婚葬祭等のやむを得ない私的事情により県外へ移動する場合は、事前に議長及び議会事務局長に届け出るものとする。この場合、議長は感染予防対策として必要と判断した時は当該議員に対し、帰宅後の自宅待機を指示することができるものとすると、ここで示しております。以下、自粛要請になりますが、このような形での対応を明記するものです。次の東北発生期は、県内発生期の行動基準と同じ取り扱いとすると、ここで示しました。次に、県内発生期でございます。1番、国内発生期の行動基準1から6は同様とする。2、県内の感染状況に鑑み、議長が県内においても議会及び議員の活動等の規制を行う必要があると判断した場合は、議会対策、災害対策調整会議で対応等を協議し決定をする。4番でございます。議員は私用で市外、県内に出かける場合は、現地での行動を記録するよう努めるものとする。そして市内発生期でございます。市内の感染状況の推移を見きわめ、県内発生期の行動基準に準じて対応すると示しました。小康期、感染者の発生状況や国・県・市の動向等を見きわめ、議会災害対策調整会議で行動基準の緩和を検討するものとする。そして終息期は、国・県・市の動向を見きわめ、災害対策調整会議をここで解散をすることで明記をしたものでございます。

このことについて、様々まだ素案の段階なので、皆様からのご意見とか、ここはこうしたほうがいいとかつていうことがあろうかと思います。それについては10ページ目に、各項目別で意見を、修正案等をここで書い

ていただきたいと思いますので、10ページ11ページにこの表もつけてございます。1番目に議会B C Pの策定、これについては賛成か反対もとりあえず、意見もあれば述べていただきたいと思います。そして2番の議会P C B素案の内容について、修正の必要があるのかどうかということで、皆様からのご意見を項目別でいただければと思いますのでよろしくお願ひします。また何かあれば、説明しますが、以上、これまでの素案についての報告とさせていただきます。

○議長（古館章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問があれば挙手願います。

熊坂伸子さん。

○7番（熊坂伸子君） 一つだけお願ひします。ちょっとわからなかつたので。5ページの（2）の議員の行動基準というところなんんですけど、これは議員一人一人の行動基準なんだと思いますが、四つ書いてある中の三つ目の、復旧復興に向け必要な調査研究活動を行い政策提言等に努めると。これは個人じゃなくって議会としてなんだろうとは思うんですが、例えば会派として努めるということか、それとも今回のように常任委員会としてなのか、特別委員会を設置してなのか、そういうのは誰がっていうのは、ケースに応じて災害対策調整会議が指示ということなんでしょうか。

○議長（古館章秀君） 橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） この件については今、熊坂委員がおっしゃったように、この災害対策調整会議のほうで細かい点については対応して、これが会派だと委員会でやるような感じになろうかと思いますので、災害の対応に応じてここで協議をして、こういう政策提言にあたるようにはしたいと思います。

○議長（古館章秀君） そのほかありませんか。

[「なし。」と呼ぶ者あり]

○議長（古館章秀君） なければこの件はこれで終わります。

---

## 協議事項（2） 議会報告会について

○議長（古館章秀君） それでは次に協議事項2、議会報告会について説明願います。事務局より説明お願ひします。

松橋次長。

○事務局次長（松橋かおる君） それでは私のほうから議会報告会の資料について説明をしたいと思います。

両面刷りの議会報告会の基本的な考え方っていうのが渡っていると思いますが、これの1から裏に行って、5については、もう皆さんご承知のものでありますので省略させていただきます。

6の市民への配付資料ということで、いつもどおり議会だより9月定例会号、あとその他必要なものということで、別紙で右上に第16回議会報告会資料ナンバー1っていうのをつけておりましたが、こちらのほうを今用意しておりました。議会の取り組みについて報告っていう形でつくっていたんですが、この中身については、まだこれから予定のものや、ちょっとまだまとめ切れていないものもあります。あと文言を整理もまだしなきゃないところがありますが、こういった形で資料を用意してきました。11月の議会報告会には間に合わせるように、これをもう少し整理してつくっておきたいと思います。

あと7の会場設営等についてなんですが、これもいつもと同じではあります。ちょっと今回、各会場の連絡先等、今回の資料についていませんでしたが、これまたから班長が決まりましたら、班長さんのほうに物品と一緒に渡ししたいと思いますのでよろしくお願ひします。

今回、そのコロナの対策ということで、各施設には手指等の消毒液が設置されております。また事務室のほうには、非接触型の体温計も用意されてあるようですので、それを借りて会場にこられた方の体温を計ってもらうような形で進めたい、コロナ対策として進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。あと、8の報告会の終了後の処理なんすけれども、報告期限を12月4日金曜日にしたいと思います。各班で、市行政に対する重要な意見等をピックアップして抽出した上で、報告書を議長に提出するようにお願いします。はい、私のほうからは以上です。あと、皆さんの方には、代表者等の役割を、あとから私のほうに提出していただくようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（古館章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問があれば挙手願います。

[「なし。」と呼ぶ者あり]

○議長（古館章秀君） なければ、この件はこれで終わります。

予定していた説明は全て終了いたしました。その他に移りますが、皆さんから何かございませんか。

[「なし。」と呼ぶ者あり]

○議長（古館章秀君） なければ私から皆さんにお伝えしたいことがございますので、少し時間をいただきたいと思います。

山本市長から、令和2年10月5日付けの文書で宮古市議会基本条例第8条第6項の規定による議員の口頭要請に係る報告がありました。本要請概要は、令和2年9月24日の一般質問における市長の発言について、議会軽視であり、本会議の冒頭において説明を求める内容でありました。市議会からの当局への要請事項は、議長名をもってすべきものでありますので、各議員におかれましては、ご理解の上、これを守っていただきたいと思います。また、資料等の要請も同様でありますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって議員全員協議会を閉会します。お疲れさまでした。

午後00時8分 閉会

---

宮古市議会議長 古 館 章 秀